出発点を保有しているからである。

思考方法に関する一考宮戦後法学の原点と実証主義的

──W・フリードマンの指摘を素材として─

水 征 樹

清

は、 現代を第三次世界大戦の「戦前」として把握するかもしれないという危険性が含まれているからである。しかし、「戦 戦後」は終わった、 は終わってはいないし、また終わらせてはならない。「戦後」は、 の声は不気味なひびきをもっている。それというのも、この「声」の中には、 戦後を永久に戦後であり続けようとするところに 後世の歴史家達

稿の目的とするところではないが、第二次大戦の過程に、反ファシズム、民族独立解放の闘いが存在していたことには注 ったが、第一次世界大戦とは異なって複雑な要素をその過程に含んでいた。二つの大戦の性格の相違を検討することは本 大きな影響をもたらしたからである。そのひとつの重要な事実を、日本の戦後処理の方向を示した「ポツダム宣言」の中 目しておきたい。この要素は、第二次世界大戦の基本的性格を否定するほどのものではないにしても、 周知のごとく、第二次世界大戦は、イタリア、ドイツ両国の降伏につづく日本の降伏によって「終戦」を迎えたのであ 戦後処理の問題

北 程にもみることができるであろう。 第二次大戦が保有していたこの要素は、 に見い出すことができるであろうし、また、 ての諸国における現代的課題として把握されるのが、 て現在的課題にほかならない。 れたわけで って現象的 カン 連合国側の勝利によって、終戦となったのであるが、連合国側の掲げた戦争目的は、 を確認するうえで、 はな には実現されたともいい得るのであるが、 現代の国内 あらためて考慮を払われるべきものと筆者は考える。 とりわけ、 ・国際政治が如実に示すごとく、 連合国側が大義名分とした反ファシズムのスローガンは、 = ル ンベルクにおける国際軍事裁判、 より的確であるように思われる。 しかし、 筆者には、「反ファシズム」 反ファシズムの課題も民族解放の闘争も、 「戦後」 ところで、 のめざした方向がい 東京における極東国際軍事裁判の それというのも、 連合国側の勝利によって 第二次大戦は、 の問題は連合国側 枢軸国側の敗北によ かなるものであ 「ファシ ともにすぐれ 0)

なり得るものである。 な傾向は現代社会にも存在するといえるのであり、 をもった概念であり、 なるものは、 何 かの問題は、 ۴ イツ型、 現在的課題として解答を迫っている課題であると考えるのである。 現代ファシズ いかなる視点から、 イタリア型、 ムの特質を個人の権利の破壊による共同体の優越性の主張に求めるならば、そのよう 日本型、 いかなるメルクマールをもって規定するかによって、 あるい それゆえに筆者は、 は戦前型、 戦後型等々の形容をもって語られる如く、 ファシズムとは何 か 就中現代におけるファシズ その概念は広くも狭くも 極めて多様性

歩ませた諸勢力の抬頭をいかにして阻むことができるかの問題にほかならなかった。 連が論じられたのであったが、 追求する戦 ナチス支配の時代における適法行為を、 くの論議がつくされたのであったが、その論争における基本的な、 第二次大戦後、 犯 0) 裁判に おいて、 西ドイツを中心として起った「自然法か法実証主義か」 その論議の背後には、 ナチスの法に従って行動した人間 事後において罰し得るか 戦争とファシズム否定への強い意志が存在したのであった。 一の行為の責任をいかにして追求し得るか、 の問題が論議されたのであり、 そして共通の問題意識は、 の論争は、 もちろん、 その後世界各国に波及し、 戦争否定と、 法の不遡及の原則との関 具体的には、 の道を

得るかの問題が論じられ、 ナチスに追随し、 あるいは 積極的に支持した ナチス御用法学が批判されるとともに、法学と うな時代的背景をふまえて法哲学、法理論の分野においては、 ナチスが制定した「悪法」の法的性格をいかにして否定し

本稿は、戦後法学の原点がどこに存在するかを再確認しつつ、現代における法理論は、いかなる機能を果たすべきか、

すなわち、いかなる任務を負うものであるかについて、法的思考方法の対立といわれるものを素材としながら、試論的検

討を加えようとするものである。

法学者そのもののあり方が根本的に問いなおされたのであった。

(1) 一九五六年(昭和三十一年度)の経済白書は「日本経済の成長と近代化」をタイトルに掲げ、戦後日本経済のめざましい復興 言葉の危険性は、それが統計学的数値の比較から由来するものであるにしても、戦争の原体験を忘却の彼方に追いやり、再び戦 **ぶりを強調しつつ、「もはや『戦後』ではない」と結論するに至った(同白書四二頁参照)。 このなかばスローガン的に語られる**

同白書)を誇り、「先進国への道」(昭和三十八年度、同白書)を歩みつづけてきた戦後日本のプロセスは、米・ソニ大両国につ の危険性は現実性をもっているといえるのである。 づく「経済大国」ならぬ、「軍事大国」となり得る可能性を 秘めているといえるのであり、「戦後は終わった」の意味するところ

争への道を歩ませる可能性を含んでいるところに存するといえる。

とりわけ「日本経済の成長力と競争力」(昭和三十五年度、

2 日本」にみることができよう。 るのである。両大戦の簡潔な比較・対照は、遠山茂樹・今井清一・藤原修『昭和史(新版)』(岩波新書)の「Ⅵ・戦後の世界と 第一次世界大戦と第二次世界大戦は、ともに帝国主義諸列強の帝国主義戦争にほかならないが両大戦のもっていた要素は異な

3 ものの権力である。それは労働者階級と農民およびインテリゲンツイアの革命的部分にたいする暴力的な復讐の組織である。フ と。『反ファシズム統一戦線』(勝部元訳、国民文庫、大月書店)一〇頁参照、 ァシズムはその対外政策においても、もっとも野獣的な形態の強硬外交主義を、他民族にたいする野蛮な憎悪を挑発している。」 なおデイミトロフは、「ファシズムの真の性格」についてつぎのごとく述べている。 すなわち「ファシズムは、 金融資本その

(4) W. Friedmann, Legal Theory, 5th ed, 1967, cf. p. 89.

のである。 なお、ここに示したフリードマンによる現代ファシズムの特徴は、 プラトン理論における全体主義との対比のなかで示されたも

77 —

5 第二次大戦後における自然法の再生と戦争否定との関連については、峯村光郎「自然法再生の現代的意義」(『法の実定性と正 有斐閣、 昭和三十四年)参照。なお同論文は、自然法再生を評価する立場にたったものである。

6 と機能――』(日本評論社、 軍事裁判の具体的プロセスを実証的に探求しつつ詳細に論じたものとして、矢崎光圀『法実証主義――現代におけるその意味 昭和三十八年)がある。

間の法哲学」のなかで次のごとく述べるに至る。 ガーは、 の独裁政治を展開した。ナチス全盛時代にあって、ときのフライブルク大学学長、実存主義哲学者マルティン・ハイデッ 打たれた年、ハイデルベルク大学法学部長に任命されたラートブルフは、戦後初めての法哲学の分野における発言 った。そこには、ナチスに迎えられた者と排斥された者との好対照が存する。そして一九四五年、 義を掲げるグスタフ・ラートブルフは、 五月九日 公職追放処分 を受けて ハイデルベルク大学教授の地位を奪われるに至 一九三三年一月、政権の座についたA・ヒトラー 五月一日ナチスに正式に入党し、十一月には、ナチス大会の議長席にあった。他方、価値相対主義哲学と民主主 (Adolf Hitler)は、それ以後指導者(Führer)として、文字通り ナチスの嵐に終止符が 「五分

にある者の服従とについて、そのような例外をひとつも知らないのである。法律は、それが法律であるゆえをもって通用 は軽罪を目的とするということを知った場合には、 「命令は命令だ、と兵隊に対しては言われる。法律は法律だ、と法律家は言う。 またそれが原則としてみずからを貫徹する力をもつ場合に法律なのだ。 ほぼ一○○年ほど前に法律家中の最後の自然法論者が死に絶えてからというものは、法律の通用力と、法律のもと かれにとって服従の義務と権利はなくなってしまうのに対して、 しかし、兵隊が、その命令は重罪また

法律とその通用力に 関するかような見解(われわれは、これを実証主義的学説と呼ぶ)は、

法律家を、

般国民と同様

78 —

Ŕ

な

おひとつの価値

法を疑問から守るという価値をもつ」――

の主張にあるといえる。

そして、この法的安定性の

性の

調和を主張してやまない。

とりわけ、

ラート

ブルフ学説の特徴は法的安定性

さて、

トブルフは

(戦後その学説を変えたか否かは別として)、法の三つの価値、

すなわち、

正義·合目的

性

――「法律そのものも、

悪

法

律でさえ

与えたことについては多言を要しないであろう。

の命題によって「補充」または「置きかえ」られ、さらにこの命題の置きかえは「実際的には、 頭に次のごとく述べる。 て公共の利益に合致すると思われること、すなわち独裁者のあらゆる思いつきと気まぐれ、 に対する無力さを痛烈に批判しているのであるが、 置する。 性格を否認する勇気を見出すべきである。」と法律家に「勇気」を要求するのである。 の法律は通用せず、国民はその法律に対して全く服従の義務を負わないのであって、 0 自然法または理性法と呼ばれる」と注目すべき見解を提示した。 「もし法律が正義への意思を意識的に否定し、たとえば人々に対して人権を恣意的に与えたり拒否したりするならば、そ ほど不正であり、 無法な殺害が法だ」とする命題に転化していった、と。 ラートブルフが、このような「勇気」

を法律家に対して要求する所以は、「法としての性格が否認されなけれ 非常に恣意的な、 あらゆる法的規則よりも強力で、それに反する法律が通用力を欠くような法の諸原則が存在する。 的立場に立脚する自然法論を、 力さえあれば、そこには法がある」。 公共の利益を害する法律が存在しうる」と考えるからにほかならない。 非常に残忍な、 すなわち、 右のごとき実証主義的学説の命題はやがて プラスの方向で評価したことは、 非常に犯罪的な法律に対して無抵抗にした。この見解は、窮極において法と力を等 ラートブルフは、 実証主義的学説がナチスの御用法学となり下がっていくプ かくて ナチスの暴政に対する原体験を基盤にラートブルフは ナチスの悪法との関連において、 価値相対主義哲学を基盤とするラー 大いに注目され、 「法とは国民の利益になるもの 法律家もまたその法律の法としての それ以後の論議に大きな影響を 法律と判決なし この認識を基盤として、 国家権力の保有者にとっ 実証主義的 ŀ これらの諸原則 ブ ル Ō ァ ン が 刑 p である」と 罰 ばならな セ 価 スを念 値

するラートブルフの批判は、一貫性をもっているのである。

を表明するものと考えるからである。 もつ重要性についての主張は、戦後においても変わってはいない。 この観点からみれば、ナチスの法は、法的安定性を全く踏みにじったものであると ラートブルフは、法的安定性はそれ自体が正義の一

ートブルフは考えるからである。 自身の認めるところである。 なる場合においていかなる程度において考慮されるべきかについての基準は提示されてはいない。 それは、ラートブルフ の内容が正義と合目的性の観点から検討されるべきであるとしているのである。しかし、それぞれの三つの価値は、いか 有害または不正な法律に対してもなお法的安定性のために通用力を付与すべき」であるとは考えない。 そこでは、実定法 ない」として、合目的性と正義の三つの価値が、正当な位置を与えられるべきことを主張している。 それゆえ、「邪悪、 しかし、ラートブルフは、「法的安定性は、決して、法が実現すべき唯一の価値ではないし、 また、 それというのも、そのような一般的基準を提示することを法哲学は任務としてはいないとラ 決定的な価値でも

判は、それを端的に表明しているものといえよう。「批判」から「再検討」を経た法実証主義については、したがってま た「法律は法律である」という命題については、すでに詳しく論じられているので、本稿では、次の点のみを指摘してお 法律である」と考える法実証主義に対する批判にほかならない。 は「実証主義的学説」と表現したが――の弱さを克服することを重要課題としたのであった。その具体的表明が「法律は れていた。それゆえ、 さて、右に引用したラートブルフの発言の中にみられるごとく戦後法学の原点は、戦争否定とファシズム否定に据えら 戦後法学は、 ファシズム抬頭に無力であり、かつ、その侍女となった戦前の法学―― ニュルンベルク裁判等を契機として起った法実証主義批 ラートブルフ

律は法律である」とする命題は、 法実証主義の立場は、「法律は法律である」との命題を掲げるものである。しかし、 法の事実認識に限定された命題であって、この命題は、「法律は法律であるがゆえに遵 法実証主義が掲げる「法 力したその結果、

価値の問題を自己の対象領域から追放し、それを個人の責任に委ねたところから由来するものにほかな

右に述べた点は、

つまるところ、

実証主義に立脚する法実証主義法学が、

自己を科学的

なるものとして確

非常に大きいのである。

との関連においては、この官僚法学が責められるべきであろう。(ユタ) え」に努力したものとしては、国家主義・民族主義・全体主義に立脚した官僚法学が指摘されるべきであり、 立脚する法実証主義 言葉を法と同一視することなどにみることができるであろう。 しかし、法実証主義 は法律である」とする命題は、したがって、その限界内において通用する命題にほかならない。しかし、この命題 守すべきである」という実践的命題とは、直結してはいない。 命題に変質させられる可能性をもっている。その変質の具体的表明を前述した実践的命題との結合や、またヒュ 険であり、誤りといわざるを得ないが、法実証主義が、みずからの任務を事実認識に限定し、その限界内でたてた「法律 トブルフが指摘したごとく、 ――は、そのような「補充」と「置きかえ」には、 本来的に無縁なものである。「補充」と「置きか ある種の「補充」と「置きかえ」によって、ナチスのごときファッショ勢力に都合のよい 事実認識をもって、 実践的命題に等置することは ――言葉の厳密な意味での実証主義に ファ Ì 極めて危 ーラー ズム

それは、ラートブルフが批判したごとく、実際には、法と力の同一視を結果としてもたらすものといわざるを得ない。 ごとく「なまの力」によって強制された不法な規範を「事実」の名において「法律」として認めざるを得ないのであり、 科学の名のもとに提示するのであるから、その有効性は極めて大きいといえよう。換言すれば、 のような法実証主義は、 っている。すなわち、事実として存在する法律を、法律として認める立場は、たとえば、ナチス支配下においてみられる 法実証主義の立場は、 ナチのごときファッシスト達にとって、使い得る有効な道具であることはいうまでもない。 自己の主張を「事実」に関する認識として、すなわち自己の存在と責任を明らかにしないまま ナチス支配の共犯として

法実証主義が掲げる事実認識としての「法律は法律である」とする命題は、それ自体としても危険な要素をも - 81 -

課題といえよう。

法学の原点をふまえたうえで、戦後法学のあり方、換言すれば戦後法学のなすべき任務を検討する過程で考察されるべき らない。しかし、はたして法実証主義は、価値の問題に無縁なものであったといえるであろうか。また戦争とファシ の嵐を経験した法実証主義は、価値の問題を無縁なものとして排除し続けることができるであろうか。この問題は、戦後 ズム

思考方法は、いかなる位置を占めるものであるか、またその特徴は、いかなるものであるかを明らかにしつつ、この問題 現代における法哲学ないしは広く法理論と呼ばれるもののなかで、法実証主義法学、およびそれが立脚する実証主義的

にアプローチしてみようと思う。

- 訳『ナチスドキュメント』(論争社)、A・ヒットラー『わが闘争』等々参照。 H・マウ、H・クラスニック著、内山敏訳『ナチスの時代――ドイツ現代史――』(岩波新書)、M・ホーファー著、
- 2 真下信一「哲学の現代的状況 —Hic Rhodus, hic saltus.—」(岩波講座『哲学』2「現代の哲学」所収)一〇頁—一一頁参照。

82 -

- 3 トブルフ『心の旅路』(山田晟訳、同著作集、第一〇巻)参照。 ラートブルフ年譜(尾高朝雄・碧海純一『ラートブルフの法哲学』、ラートブルフ著作集・東京大学出版会、別巻所収)、ラー
- 4 発表された論文「実定法の不法と実定法を超える法」(小林直樹訳、同著作集同巻所収)も、これとほぼ同趣旨のものである。 Neckar-Zeitung)に転載されたもの」である。 また、 ここに引用した「五分間の法哲学」より遅れること一年、一九四六年に 分間の法哲学」は、「元来学生のために印刷された覚え書きであって、一九四五年九 月十二日 の ライン・ネカー新聞(Rhein-ラートブルフ「五分間の法哲学」(村上淳一訳、同著作集、第四巻、『実定法と自然法』所収)。 なお訳者の説明によれば 「五
- 5 他方では法曹というナチスの従者を手もとにつなぎとめておくことができた。」前掲「実定法の不法と 実定法を超える法」二五 一頁参照 「《命令は命令だ》という原則と、《法律は法律だ》という原則がある。ナチスは、この二つの原則を用いて、一方では軍人、
- 6 るのと好対照をなすものといえよう。 この点は、ラートブルフと同じくナチスの追放を受け、アメリカに亡命したH・ケルゼンが終始自然法論を批判しつづけてい

H. Kelsen, What is Justice ?, 1957. 所収の各論文および Natural Law Doctrine and Legal Positivism, trans. by W.H.

Araus. 等参照

- 7 実証主義弁護」(同志社法学・第六十三号、今井仙一教授還歴記念論集所収) との点については、松尾敬一「ラートブルッフにおける政治的抵抗と法理論の変遷」 (法哲学年報一九五九年)、
- (8) ラートブルフ『法哲学』(田中耕太郎訳、同著集第一巻)二一三頁参照。
- 9 再検討』(法哲学年報・一九六二年)所収の木村亀二、八木鉄男、平野秩夫、矢崎光圀教授らの諸論文参照。 矢崎光圀、前掲書『法実証主義』、および「法実証主義」(法哲学講座第四巻所収)参照、また日本法哲学会編
- 10 化社)の「プロローグ、現代の法思想とは」等々参照。 実証主義」(岩波講座・現代法・13・『現代法の思想』所収)、 ここにいう官僚法学は、法律至上主義、権威主義的法学ということもできるであろう。 同編『現代法思想の潮流・ -二十世紀の法思想家達*---*』(法津文 なお、それらについては矢崎光圀

=

新カント学派、 メルクマールを設定して分類することも可能である。 象に対していかなる視点からアプローチしているかという方法論的観点に基づいて分類することができるし、そのほ (-)現代における法理論は、それをいくつかの傾向に分類することができる。 たとえば、法理論の対象である法と法現 現象学派、実存主義、ネオ・トミズム、分析哲学というような観点において分類する方法は、 法理論の諸傾向をプラグマティズム、リアリズム、マルクス主義、 法理論が立

脚する哲学的考察方法の相違に注目した分類ということができるであろう。 筆者は、ここでは、 前項との関連においてW・フリードマンの提示した見解に注目しようと思う。 それというのも、

リードマンの分類は、 法実証主義と、 実証主義的思考方法の位置を明らかにし、その特徴を簡潔に規定していると思われ

フ リードマンは、 法理論が解答を提示すべき基本的課題は、 正義の問題であるとしているのであるが、 その法理論の位

るからである。

詳しく紹介することはしないが、本稿の目的と深く関連する二律背反・第五項の Positivism and Idealism の対立と三 を分析し、その成果として、「法理論に内在する八つの二律背反」なるものを提示し、さらに、現代における「法思考の 置を哲学と政治理論との関連において把握する。すなわち、法理論は知的概念を哲学から、正義の理念を政治理論 主要傾向としての三つのタイプ」を提示している。本稿では、それらのものがいかなるものであるか、その具体的内容を 得するものであると規定する。この規定を基盤に、フリードマンは、古代ギリシァから現代に至る諸々の法思想、 から獲 法理論

1 井上茂・矢崎光圀編『法哲学講義』(青林書店、昭和四十五年)二二五頁以下参照。 つの法思考のタイプを取りあげ、検討を加えてみようと思う。

(a) W. Friedmann, Legal Theory, cf. pp. 5-13.

ける社会的混乱と動揺が、不変の正義と実定法をめぐる正義論を展開させたことを指摘する。 と同時に現代社会を「政治と社会 に関する基準が衰微した」社会とみなし、正義の問題は現代社会にあっても主要課題であるとしている。 「正義」の問題を法理論の基本問題として提示するフリードマンは、 その淵源を古代ギリシアに求め、 とくに ポリス社会にお

- (α) W. Friedmann ibid. cf. p. 82
- 4 樹「法的思考方法における二律背反の問題性-かに応えるかを重要課題とするというフリードマンの基本的問題意識を表明するものである。 各項目の内容については、清水征 背反」として提示されており、法は法に要求される二つの課題、すなわち法の安定性と社会生活の発展にともなう法の変化にい 第六項以下は政治理論における二律背反を継承するものである。 第四項は、「法と生活のあいだの緊張がつくり出す不断の 二律 nationalism)である。なお、これら八つの二律背反のうち、第一項から第五項(第四項は除く)は哲学における二律背反を、 Individualism)、出 民主主義と独裁主義(Democracy and Autocracy)、 闪 国家主義と国際主義(Nationalism and Inter (Stability and Change)、 国実証主義と観念論 (Positivism and Idealism)、 均団体主義と個人主義 (Collectivism and 意説と客観的知識(Voluntarism and Objective Knowledge)、 🛭 知性と直観(Intellect and Intuition)、 🔟 安 定 と変化 フリードマンの提示する「八つの二律背反」とは次のごときものである。 🖯 個人と宇宙(Individual and Universe)、🛱 主 ──w ・ フリードマンの指摘と問題点──」(同志社法学第一一六号)参照。 また

本稿はそとに示した問題意識を継承するものである。

求められていることを確認しておきたい。

Friedmann, ibid. cf. pp. 82-92 第四項との関連においては、 W. Friedmann, Law in a Changing Society (1959)

5 W. Friedmann, ibid. cff. Ġ. 70 Chapter 5. Legal Theory and Social Evolution

譜に P 時に、ここに示した実証主義と観念論を区別する基本的メルクマールは、法を与えられたものとして認識するか、 に依拠していること、すなわち観念論の思考方法に依拠するものであることは、 証 に基盤をおく第一原理から演繹する」形而上学的・観念論的法理論の対立にほかならない。この規定から前者は、 在形態が、「法を素材によって必然的に決定されたものと考える」実証主義的法理論と、「法を倫理的存在者としての人間 な 関連をもつものとして提示している。 的 いては、 (=)法を何らかの原理や観念から演繹するかの おいて把握し得るものであること、 観点から追求する実証主義的ないしは経験主義的思考方法に依拠するものであること、 IJ 実証主義的であるか、 ۴ は 法 理論 に 形而上学的であるかという形態において継承されているとするのである。 おける実証主義と観念論 すなわち、 および後者は、 基本的相違、すなわち、 唯物論と観念論という「哲学的思考における本質的対立」 法をア・プリオリな概念や原理から演繹する形而上学的 の 対立を唯物論 実証主義的思考方法と形而上学的思考方法との と観念論 容易に理解されるところであろう。 の対立と同 その意味にお 一ではないがそれ いて唯物論 その具体的 法 思考方法 法 理 と 同 を実 の系 ٤ 存 15

されるまで続くといい得る。 論 ところでフリードマンは、この実証主義と観念論の「苦闘は決して消滅しない」と、この二律背反は永続するも 対立は それに幻滅して観念と形而上学的原理にもどる」と考えるからである。 いうまでもなく哲学上における唯物論 根 源的な、 それというのも、 本質的 な対立にほかならないのであって、この対立は、 しかし、この哲学における対立の永続性を、 彼は 「人間は、 観念と抽象にあきて、 具体性と現実的事実、 法理論上の対立にそのまま適用することについ 抽象的には、 いず 行為と力に ń 力。 の論 む 的 カコ 破 やが 招来

えてみようと思う。

ては疑問が出ないわけでもない。 立の止揚は全く望み得ないという状況ばかりではないからである。この点については本稿の最後で若干の試論的考察を加 それというのも法理論が解答を提示すべき具体的な諸問題の検討においては、 両者の対

は実用主義的 後者は「法的概念は、社会的要素によって決定される」と考えるものである。 0) 能的ないしは実用主義的実証主義である。 対立する実証 た基本的二律背反と二つの実証主義について簡単にまとめおこう。 て決定される上部構造とみなすマルクス主義も含まれると興味ある指摘をしているのであるが、ここで、 と把握し、「当為」と「存在」を厳格に区別する立場に立って、法的概念と法的諸関係の分析に没頭するものであり、 フリード 主義は、 実証主義を マンは、 さらに次のごとく二つの方向に分類される。 「社会的現実主義 法理論上における二律背反として、実証主義と観念論の対立を提示したのであるが、 前者は、基本的な法規範を与えられ (social realism)」 とる呼び、 そのひとつは、一分析的実証主義であり、 それには、全ての法を経済的下部構造によっ なおフリードマンは、 たも の――立法者によって制定されたも 後者の機能的ないし 第五項に示され ふたつは機 観念論

0 把握するか、という法存在の具体的認識方向の相違にすぎないからである。したがって、そこでの両者の対立 るがごとき二律背反の関係は存在しない。それというのもふたつの実証主義の相違は「法」の存在をいかなる方向に 間には止揚されざる二律背反が存在するとした。他方、二律背反の一方に位する実証主義を、 いうならば) は、法を与えら れ た も の、ないしは現実に存在するものとして認識するという基本的態度を共有したうえで おける基本的相違をメルクマールとして、法理論をふたつに大別した。 相対的な対立にほかならないのである。 フリー ないしは実用主義的実証主義に分類したのであるが、このふたつの実証主義の間には、 ドマンは、 法を与えられたものとして認識するか、それとも抽象的概念や原理から演繹してくるかの認識方法に 換言すれば、 法理論の任務を、与えられた実定法規範の厳密な分析に限定する 実証主義と観念論がそれである。 実証主義と観念論 □分析的実証主義と、□機 l (あえて対立と か þ 0 間 おい 両者の . -₺³

社会的現実に目を向ける方向で把握するかという相違がそこに存在するのである。 方向において把握するか、それとも法が社会的現実としていかに存在しているか、いかなる機能をはたしているかという

右の点は、次に検討する法思考の主要傾向としての三つのタイプの問題と深く関連している。

- (~) W. Friedmann, op. cit, cf. p. 87
- (a) W. Friedmann, ibid, cf, p. 88
- (α) W. Friedmann, ibid, cf. p. 88.
- 哲学的経験主義 (philosophical empiricism) に合致している」としている。W. Friedmann, ibid, cft. p. 253 実用主義的実証主義とに分類するのであるが、フリードマンは、それらは「それぞれ異なった方法においてではあるが、 てケルゼンとウイーン学派によって変化させられた」ものであるとする。 と同時にこの実証主義をさらに①分析的実証主義と② 主義の「最も重要な表明は『分析的実証主義』であり、それはオースチンとその後継者によって科学的に確立され、現代におい かつそれらを反映した現代的現象である。との実証主義が法思考における支配的傾向を象徴するのは、現代法理論であり、実証 い」。しかし「一般哲学、社会学および法学における明確な運動」としての実証主義は、科学の発展と近代国家の発生に付随し、 観念に先だつものと考える思想家との対立」は、哲学の歴史とともにあり、「この意味において 『実証主義』は哲学とともに古 基盤についてフリードマンは、 つぎのごとく述べている。「この世界をア・プリオリな概念や観念から構成する思想家と、物質を H・ケルゼンの「純粋法学」をも含む「分析的実証主義 (analytical positivism)」の実証主義性と、二つの実証主義の哲学的
- れらの特徴と、三者の相互関係を次のごとく論じている。 proper)、巨分析法学 (analytical jurisprudence)、巨社会学的理論(sociological theories)の名称を与え、そ フリードマンは、法思考(legal thinking)の三つのタイプにそれぞれ 〇 法哲学プロパー (legal philosophy

であり、これには、法理論の論理体系の基礎として、なんらかの法理念、ないしは基本原理を設定する全ての法理論が属す すなわち、第一のタイプ・法哲学プロパーと総称される法理論は、法的観念論(legal idealism)とも別称されるもの

論 れる。 る。 ュギー)等々を基本的原理としてみずからの法哲学を体系化する全ての法哲学は、この法的観念論のタイプに集約さ したがって、 と同時に、 法理論は、正義の理念を政治理論から獲得するものであるがゆえに、「全ての法哲学は、 自然法を基軸とする自然法論はもとより、絶対精神(ヘーゲル)や民族精神 (サヴィニー)、 法という媒介物

を通して政治理念を公式化した以外のなにものでもない」と規定されるのである。

する極めて政治的な課題を明確にすることにおいては、この分析法学は、「何らの意味をも持ち得ない」ものであり、 機能は「法体系をその基盤から論理的かつ明快な体系として展開すること」にある。ここからして、現代の法理論が 第二のタイプ・分析法学は、「法の分析科学」であり、 本質的に「法技術」にかかわるものである。 その主要な任 直 分

される。すなわち、社会学的理論の任務は、現実(事実) る」。そして、この社会学的理論の登場を、「法の理念と社会的現実の相違」に対する認識に求める。 あわせて、「法理念と現実の緊張関係」を解明するものにほかならない。 しかし、この緊張関係を解消するのは 理論とは、この法の理念 析法学の演ずる役割は全体として「サーバントの役割」にすぎないという規定が導かれるのである。 第三のタイプ・ 社会学的理論は、「本質的に法的原理とそれらが社会においてはたす機能との関係を考察するものであ の問題であって、社会学的理論の任務は、あくまで、 (フリードマン にとって、理念は全て政治イデオロギーの表明として把握される) 認識に限定されると規定されているのである。 理念と現実のギャップの現状を認識することにとどまるものと と現実の相違に視点を すなわち、 「法律政

な規定を与えたうえでそれぞれのタイプのもつ意義と機能および限界に着目しつつ、三者の相互依存関係に論を進める。 右に示した諸点が、フリードマンの提示する法思考の三つのタイプのアウトラインである。 いかなる相互依存の関係が存在するのか、第一のタイプ・法哲学に視点をあわせて若干述べておこう。 フリード 7 ン は このよう

や原理は、それ自体としては抽象的な、その意味では無力な政治イデオロギーにすぎない。それらが有効性を獲得するの 前述したごとく、 法哲学=法的観念論は、何らかの法理念、基本原理を基盤に体系化されるものである。 化は可能であろうか。

この点について、

フリード

マンはその可能性を提示してはいない。

むしろ、不可能なものとして把

互依存すべきであるとする所以を、

そこに求めるのである。

有するものとして体系化される必要があるといえるであろう。それでは、この三つの機能を同時にもち得る法理論

法思考の三つのタイプが保有する機能

を同

に

保

)体系

ところでこのフリードマンの主張を換言するならば、現代法理論は、

存するのである。 のものといえる。 会学的理論 をあわせて分析を加える社会学的理論は、その具体化に際して最も適切な材料を提供するものにほかならない。 を前提としたものであり、 力を必要とするのは、 は 抽 象的 原理 一の助力によって具体化された原理の規範化、法制度化に際しては、 から具体的原理に転化され、さらに法制度化されるときである。 ここに法哲学=法的観念論が社会学的理論と分析法学の助力を必要とする所以が、 この原理の具体化に際してである。 社会的現実への考慮なくして具体化はあり得ないからである。 それというのも抽象的原理の具体化とは、 分析法学の保有する精密な法技術は不可欠 法哲学--法的観念論 法 (理念) すなわち依存関係 と現実の乖離に視点 社会的現実 が 社会学的 また、 0) の助 適

的位置」を明らかにするためには、三つの法思考がもっているそれぞれの機能が要求されると主張し、三つの法思考が に示した法思考の三つの をさらに現代における法理論の任務という観点から積極的に論拠づけようとする。 マンは、 おける法と法学者ならびに法理論に対する厳しい分析によって基礎づけられている。すなわち、フリード 三者のもつ機能に視点をあわせて、 すなわち、「法の社会的位置」を明らかにすることが必要不可欠であると強調するのである。 そしてこの「法の社 法は社会的危機を直接的に受けるものであるという基本的認識を基盤とするものである。この基盤に立ってフリ 社会の発展に対応すべき法の問題を検討するに際しては、法は現実社会においていかなる位置を獲得し タイプ を法理論と社会の発展と題する章において提示しているのであるが、 相互依存のひとつの例を示したのであるが、 それを支える具体的問題意識は、 フリードマ ン は、 この相対 そこでの マンは、 豆依存 論 7 Ö ر کر کر 展 関 る 開 係 ۴

- 89 -

対立関係を止揚し得る対立とは把握していないところから祭せられるのである。 しているように思われる。 それは、三つのタイプの相互依存関係と同時に指摘された三者の相互対立のうちのひとつの

論 は、 は分析的実証主義に、社会学的理論は機能的ないしは実用主義的実証主義に、それぞれ対応するものであることから明ら られた術語概念の広い狭いの相違はあるにしても、法哲学=法的観念論は、形而上学的・観念的法理論に、また分析法学 ①形而上学的・観念論的法理論に対する②分析的実証主義および③機能的ないしは実用主義的実証主義の 対 立、ふ る。 にある。すなわち、ここに示された法思考の三つのタイプの相互対立関係は、法理論に内在するふたつの対立、 いては何も述べてはいない。しかし、この対立関係は、前項で検討した二律背反・第五項に示された対立関係と対応関係 || 社会学的理論の対立である。 ②分析的実証主義と③機能的ないしは実用主義的実証主義の対立と、それぞれ対応しているのである。 リードマンは、〇法哲学=法的観念論、〇分析法学、〇社会学的理論の三つを、 フリードマンは、このようなふたつの対立関係を提示しているのであるが、 次の二つの対立関係においてとらえ ふたつは、 日分析法学と それは、用 対立根拠につ ひとつは た

理 カコ 論の対立は、 現代における主要傾向としての三つのタイプの相互対立のうち、法哲学=法的観念論に対する分析法学、 したがって、それぞれ対応するふたつの対立関係の本質もまた同質のものということができるのである。 形而上学的思考方法に対する経験主義的思考方法の対立、すなわち、永続する二律背反の関係において把

題 と形而上学的思考方法の対立として存在し、両者に架橋することは不可能である。 体系化は不可能といわざるを得ない。 への対応に際して、 思考方法における基本的対立が止揚されざるものである以上、三つのタイプが保有する機能を同時に保有する法理 いかなる対立が存在するのか分析されてしかるべきであろう。 先にもふれたごとく、 唯物論と観念論の基本的対立は、 しかし、 そしてまた、その対立は止揚されざ 法理論が問題とする法的諸問 同時に経験主 義的思考方法

握されているのである。

法実証主義とを抽出し、両者の依拠する思考方法を対照させながら、 値いすると思われる。それゆえ、フリードマンが提示した法哲学=法的観念論に含まれる自然法論と、 るものであるのか、あるいは一方の他方に対する克服という形において止揚し得るものであるのかの問題は、 両者の対立の止揚の可能性の有無について試論的 分析法学に属する 検討するに

(_) W Friedmann on ci

検討を加えてみようと思う。

- (→) W. Friedmann, op. cit. cff. p. 72.
- 2 であり、ふたつは、法学者の「法学的教義の部分として展開されたもの」である。 W. Friedmann, ibid cf. フリードマンは、ことに示した「法哲学」を二つに分けている。 ひとつは、政治哲学が法哲学の形態において表明されたもの
- 3 たとえば「個人の自由と私的財産の不可侵という法イデオロギー」が、少数者による「組織的搾取 (systematic exploitation)」

にいかに奉仕しているかなどがあげられている。また、この社会学的理論との関連においてマルクス主義を高く評価し、

- り、それはマルクス主義の「不滅の功績」であるとしている。W. Friedmann, ibid. cf. p. 74. うな法の理念と現実の相違ないしは「法の理念と経済的現実の不一致」 を最初に明らかにしたのは マルクス主義者の 分析であ
- 4 論も、理念に関する法哲学の成果と、分析法学の法規範分析における法技術の助力なくして、正確な社会的分析は期待し得ない、 行なう法規範の論理的・精密な分析も空虚なものとならざるを得ない。また理念と現実の相違に分析視点を合わせる社会学的理 法哲学が掲げる理念と、社会学的理論が明らかにする現実とに対する考慮なくしては、基本的に法技術にかかわる分析法学の
- 5 清水、前出「法的思考方法における二律背反の問題性」一二五頁以下参照

四

ければならない。すなわち、ここでの検討の方向は、法理論が課題とする法的諸問題への対応過程において、ふたつの思 第二次世界大戦後の「自然法か法実証主義か」の論争とは様相を異にするものであることをあらかじめことわっておかな (-)自然法論的思考方法と法実証主義的思考方法の対立を検討するに際して、この試論的検討は、 本稿の冒頭に述べた

前提として以下検討を加えていきたい。

実践的課題にともなって提起された「自然法か法実証主義か」の問題とは、問題とする視点が異なるのである。 考方法は、いかなる問題についていかなる対立をするのか、また、その対立は止揚され得る可能性をもつものであるか かの分析に向けられている。それゆえナチスのいわゆる「悪法」の法的性格をいかにして否定するかという極めて具体的 右の点を

定を与えておこう。 検討の素材として自然法論的思考方法と法実証主義的思考方法とを取りあげたのであるが、 それらについての概略的

分析に全力を集中する思考方法である。 このふたつの思考方法を比較、対照させながら、両者の共通点と相違点を明らか すると考える思考方法である。他方、法実証主義的思考方法とは、法思考第二のタイプ・分析法学の依拠する思考方法であ 体系(closed logical system)」として把握し、法体系の基盤である価値については考慮を払わず、 実定法体系の構造 り、それは「ある法」と「あるべき法」を厳格に区別し、与えられた法体系――実定法の体系――を「閉ざされた論理的 である。すなわち、それは、実定法を超える絶対的理念を求め、実定法はこの絶対的理念から具体的内容の妥当性を獲得 にしておきたい。 ここでいう自然法論的思考方法は、フリードマンの示した法哲学=法的観念論に含まれる自然法論の依拠する思考方法

提示するのであるが、その所以は実定法の存在を自然法的一元論において認識するこの思考方法に存するのである。 定の仕方は異なる。 点の第二として、両者は法体系を論理的整合性をもったものとして把握していることがあげられる。 合致するものを実定法として認識する。 定法」なるものが存在しているという客観的事実に対する共通の認識として確認しておかねばならない。 ただし、その認 両者の共通点の第一として、「実定法」の存在を認めていることがあげられる。これは極めて当然のことであるが、「実 実証主義が「実定法一元論」の立場において実定法の存在を認めるのに対し、自然法論は、自然法に 自然法論は「法とは何か」の設問に対して、「正当なるものである」との 自然法論は、 解答を 自然法

体系の論理的整合性を主張するのである。 prudenz)は、文字通りそれを体現したものであるし、また、ある意味では法実証主義の極致ともいえるケルゼンの純粋 るのであり、 り、もしそこに矛盾が存在するならば、実定法の妥当根拠を自然法に求める自然法論的思考方法の基本的立場は るを得ない。 と実定法を含む法体系を、 (Reine Rechtslehre)は、それを端的に示すものであろう。かくして、自然法論および法実証主義は、 それなくしては実定法体系の構造分析に没頭し得ないものである。 一方、法実証主義は、法体系は論理的整合性を保有するものであるとの命題を、 基本理念に基礎づけられた矛盾なき体系として提示することを重要な課題としてい 十九世紀の概念法学 論理的前提として認めてい (Begriffsjuris-崩壊せざ で あ

する。 みられるごとく下位規範の妥当根拠を上位規範に求めることによって 実定法体系を論理的完結性をもったものとして把握 的に演繹している。 ことが挙げられる。 さて第三の共通点として、この法体系の論理的整合性の主張に際して、両者はともに合理主義的演繹方法を用いて これは、つまるところ、下位規範の妥当根拠を上位規範から、最終的には最高規範から、 自然法論と法実証主義の共通点のうち、この第三点には特に注目しておく必要がある。 すなわち、自然法論は、基本原理から自然法を、さらに実定法を論理的に――その意味において合理 一方、法実証主義は、たとえば、ケルゼンの「純粋法学」に おける法段階説 (Stufentheorie) 演繹していることを意味 いる K

所以にほ 法の存在について、 然法」の存在についてであり、第二点は、実定法体系は、普遍的価値原理を内在させているか否かについてである。 「否定」 存在を「否定」しているのではなく、 以上の三点が、 かならない。 の方法である。 両者の共通点であるが、両者は、次に述べるふたつの点において見解を異にする。 自然法論は、もちろんその存在を認めるのであり、その存在の主張こそが、自然法論の自然法論 しかし、 すなわち法実証主義は、 法実証主義はそれを「否定」する。ここで注意すべきは、 自然法を実証し得ぬものとして認識の対象から除外するという方法において「否 「自然法」として語られるところの 具体的内容の検討を通じて自然法 法実証主義に その第一点は、 おける自 1然法 自自

れゆえこの論争は、 が自然法論の立場から証明されるならば、解決されるものにほかならないが、自然法論はそれを証明し得てはいない。 義の立脚する基本的立場にほかならないからである。この自然法の存在についての対立は、自然法の具体的存在、 定」しているのである。 また証明し得ぬ「神」あるいは「自然」という抽象概念である。 このような自然法論の論理を支えているものは存在を実 ところで、自然法の存在を主張する自然法論は、自然法を、基本原理から演繹するというのであるが、その基本原理も 結局のところ自然法の存在を信ずるか否かの信仰の問題とならざるを得ないとも言えるのである。 それというのも実証し得ぬもの、具体的存在を確認し得ぬものの存在を否定するのは、 法実証 そ

百年にわたる自然法論の歴史は、 る形而上学的思考方法と、法実証主義の立脚する実証主義的思考方法とは真正面から対立するのである。しかし、二千数 証し得ぬ概念を先見的に存在するものとして認識する形而上学的思考方法にほかならない。 自然法論の依拠する形而上学的思考方法なるものが、マヌーバーであったことを事実と かくして、自然法論の立脚す

して示している

は、 雄弁に物語るものである。 すなわち自然法論者自身の認める 「自然法の変遷」 は、普遍なるものとして語られる自然法 としているのであるが、 実際には、 社会的、歴史的現実に規定されたものであることを示している。普遍なるものとしての自然法の「変遷」は、それを 時間と空間の限定を受けた現実的素材から帰納された法理念にほかならないということを示しているので 歴史的事実は、原理の設定そのものが、 したがって また 普遍なるものとしての自然法そのもの

自然法論は、自然法の演繹に先だって普遍的価値原理を設定し、その原理の設定は経験主義的思考によるものでは

と称する諸規範は のではなくして、極めて現実的・経験的要素がもたらしたものといえるのである。H・ケルゼンは「自然から演繹された その意味において、 ――実際には 歴史上数多く存在した「自然法」は、 ――暗黙のうちに前提されたものである」 と 痛烈な 自然法批判 を行なっているのである 無から有を産み出すごとき抽象的思索の結果がもたらしたも

関する検討を通じて明らかになるであろう。 法は、そのような方向をめざさず、法規範の分析、法の概念分析に自己の任務を限定している。 科学的論争へと転化させる重要な素材を提供するものといえるであろう。 しかし、法実証主義における実証主義的思考方 もたらされなかったとしても、少なくとも、それは自然法の存在をめぐる論争を、不毛な信仰論争から、 系的に提示することによって、自然法の存在をめぐる対立を、 と言えよう。 が、自然法論の立脚する認識における形而上学的思考方法とは、結局のところ経験的素材によってもたらされた法理念を 上学的思考の崩壊という結果において止揚することは可能であると考えるのである。もし「克服」、あるいは「崩壊」が 「自然法」の名のもとに、それをより強力に正当化し、それに対する批判を封ずるための手段にほかならないものである それゆえ筆者は、自然法論における自然法の演繹過程に経験的素材が導入されているという事実を、より体 実証主義的思考による形而上学的思考の克服ないしは形而 それは、第二の相違点に 法理念をめぐる

- 1 の再生』とイギリス法理学」(同五十八号所収)、同「悪法論と法実証主義」(同九十八号所収)、同 おけるその意味と機能―』(日本評論新社)、野田良之「現代自然法」(尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編『法哲学講座』 矢崎光圀)、矢崎光圀「戦後ドイツにおける法実証主義と自然法論に関する一考察」(阪大法学四号)、 〔新版〕』(有斐閣)、同「戦後ドイツの自然法思想」(法協七十一巻三号)、恒藤武二「法実証主義弁護」(同志社法学・第六十三 る諸論文参照。 峯村光郎「自然法再生の現代的意義」(『法の実定性と正当性』所収・有斐閣)、 尾高朝雄 『法の窮極に在るもの .世界思想社)、井上茂編『現代法の思想』(岩波講座13)の「Ⅱ・現代法思想の理論的基礎」所収の各論文、等々。 いわゆる「自然法か法実証主義か」の論争は、わが国においても大いに注目されたところである。 法思想の歴史的展開(V) 日本法哲学会編『法実証主義の再検討』(法哲学年報・一九六二年)所収の各論文(木村亀二・八木鉄男・平野秩夫・ 所収)、八木鉄男「法実証主義批判―序説―」(同志社法学、 第二十六号所収)、 『法哲学史―要説と年表―』 それについてはつぎに掲げ 同『法実証主義―現代に 同
- (a) W. Friedmann, op. cit, cff. p. 95.
- (3) A・P・ダントレーヴ『自然法』(久保正幡訳・岩波現代叢書)一七八頁参照
- 4 自然法論は、自然法と実定法を二元論的立場において把握しているともいいうるが、 自然法に反する「実定法」という観念は

5 W. Friedmann, ibid, cff. p. 256. なお、矢崎光圀、前出「法実証主義」(法哲学講座・第四巻所収)参照。

認められないがゆえに、自然法一元論に立脚しているといえよう。

- 6 W. Friedmann, ibid. cff. p. 275. なお、碧海純一「純粋法学」(法哲学講座・第四巻・所収)。
- (7) これは、自然法論の特徴とケルゼンの純粋法学を例とした法実証主義の特徴の比較からいうことができるのであるが、この点 参照されたい。 については、両者の相補関係の可能性にも言及している恒藤武二「法実証主義弁護」(同志社法学・第六十三号)一六八頁以下を
- 8 ではないのである。W. Friedmann, ibid, cf. p. 257. ものである」と把握していると述べている。したがって分析法学は法体系の基盤に価値が存在していることを否定するもの この点についてフリードマンは、分析法学は「法体系の基盤である価値」についての考察を 「本質的に分析法学には無関係な
- 9 物語りであったと皮肉っている。W. Friedmann, ibid, cf. p. 95 フリードマンは、過去二千五百年にもおよび自然法論の歴史は、絶対的正義に対する人類の摸索であるとともに、その失敗の
- 10 H. Kelsen, The Natural-Law Doctrine before The Tribunal of Science (in What is Justice)

ある目的のために制定される。 第二の対立は、実定法に普遍的価値原理が内在しているか否かの問題をめぐって惹起される。いうまでもなく、法 目的なき実定法は存在し得ない。この実定法の目的を導びき出すものが、現実的、

会的要請にほかならない。実定法は、それが保有する目的ゆえに、不可避的に一定の価値原理を内在させている。

ずからの対象領域の課題として設定し、実定法の依拠する価値原理を「自然法」との関連において、認識し、 原理の認識の問題であり、第二の側面は、それに対する価値評価の問題である。 ある。ところでこの問題は、さらにふたつの側面から検討される必要がある。 す。すなわち、実定法の依拠する価値原理に対して、前者は積極的に対応し、後者は対応しないという対照をみせるので 実定法は価値原理を内在させているというこの客観的事実に対して、 自然法論と法実証主義は全く異なった対 その第一の側面は、実定法に内在する価 自然法論は、ふたつの側面の問題を、 かつ評価 応 をな

すなわち、

「事実認識」

として、

さて、この問題を、

自然法論と法実証主義の対立という観点から把握するならば、

自然法論は、

第一

の側面における実

実定法の依拠する価値原理を体系的に分析し、

価 加える。一方、法実証主義の立場は、それらの問題は対象領域外の問題であるとしてアプローチしない。 の問題を、 .面と第二の側面に対する法実証主義の対応には、ニュアンスの相違がある。 すなわち、法実証主義は、 法理論の対象としては明確に否定するのに対して、第一の側面、 認識の問題については、それを否定せず無 第二の しか 側 第 の

視しているにすぎないからである。この点について若干検討を加えておこう。

ることを「純粋法学の方法論上の根本原則」として掲げた。 なっていない」として実証主義的法律学の完成をめざした H・ケ 自然法論が保有するイデオロギー性を徹底的に批判しつつ、十九世紀法実証主義の 'n ゼンは、「法律学を一切の異質的な分子から解放」 「法律学は、 完全に実証 的 とは -j

実定法に内在する価値原理がいかなるものであるかを、 しろ結論的 定法を論理的 に立脚しているという客観的事実を否定するものでもなければ、それを目的とするもの でも な て、実定法体系の依拠する価値原理には考慮を払わないのである。 与えられた姿において認識することにあって、 それを評価することではないとして、 価値判断 を法学の領域 から 除外し たる実定法の認識に、社会学的、心理学的考察を混入せしめることを拒否した。 すなわち「純粋法学」は、 とは、 すなわち ケルゼン のいう実証主義的思考方法は、 与えられたものをそのままの姿において認識することを目的とし 「価値あるもの」という意味ではない――が内在しているということを否定するものではないからである。 に言えば、現実に与えられた実定法をあるがままに認識しようとする実証主義的思考方法は、 .体系として認識する こと を目的とする法実証主義の立場は、実定法に一定の価値原理 法学を法規範学として確立することを目的とし、 実定法の分析を通じて帰納することができるといえるのである。 しかし、これらの主張は、実定法は一定の価 (方法二元論に立脚して) それを提示することは可能なのである。 と同時に、純粋法学の任務は、実定法を い。それというのも、 規範 ――ここでいう「 その成果として (Norm) 体系 実 理

説

対立は、法実証主義の立場は自然法論の行なう価値認識を否定しているということからもたらされるものであるとい 両者の対立を止揚する可能性は存在するであろうか、また存在するとすれば、いかなる視点からそれを指摘することがで 識に含めているという批判は、 のである。法実証主義によってなされる批判、すなわち自然法論は、価値評価の問題==政治イデオロギーの問題を対象認 行なっているということのコロラリーにほかならないのである。 したがって第二の側面における自然法論と法実証主義の 0 ことが明らかであろう。 定法に内在する価値原理の認識を、 .面における実定法に内在する価値原理の認識を、事実認識としてではなく、自然法との関連における価値認識として すなわち、第二の側面において自然法論が価値原理の評価を積極的に行なうということは、第 実質的には、この自然法論の行なう価値認識に向けられているのである。 事実認識としてではなく、自然法との関連における「価値認識」 として認識している それでは、

然法の普遍性は否定されるのである。 に設定することにほかならないからである。 の依拠する価値原理を事実認識として提示することは、それを価値あるものとするか否かを論ずる価値判断の場面を明確 争を科学的に、 得るといえるのである。 主義的思考方法を、実定法体系が依拠する価値原理の事実認識にまで広げてはならないという積極的理由は何もない。 そこには、常に実証的であろうとする実証主義的思考方法の貫徹過程をみることができるといえよう。 法実証主義の立場は、終始一貫、 実定法の依拠する価値原理を事実認識として提示するということを通じて、法実証主義は、みずからの立場を全うし それ自体が政治イデオロ 実証的に行なうための素材と場所を提示することにより、全うされ得るのである。それというのも実定法 すなわち、価値評価の問題は政治イデオロギーの問題であるとする法実証主義の立場は、 価値の問題は科学の問題ではないとして、それを自己の対象領域から除外してきた。 それというのも、 ギーの表明にほかならないことが明らかにされるのであり、 この価値判断の場面の設定によって、自然法論が行なう価値判断の事実認識 厳しいイデオロギーの相剋は、 自然法は普遍であるという「普遍 また、 しかし、この実証 それによ

の主張それ自体が相対的なものにすぎないということを事実として示すからである。

5_° ろう。 可能であり、それによって法理念論争が科学的に行なわれる基礎が形成されるといえるのである。 語られる自然法の相対的性格を明らかにし、自然法の存否をめぐる論争にピリオドを打つことが可能となるといえるであ に、法実証主義が実証主義的思考方法に立脚して価値の問題に積極的にアプローチしていくならば、 によって事実認識と価値判断の領域を明確にし、かつ自己の存在意義をより明確にし得ると結論できるのである。 して排除するの で は な く、 実証主義的思考方法に依拠して積極的にアプローチする必要に迫られているといえるであろ 以上の点から、 すなわち、法実証主義は、 少なくとも、 法実証主義は、その目的とする科学性を全うするために、価値の問題を単に政治イデオ 自然法論が自然法の認識において依拠する形而上学的思考方法なるものの実態を明らかにすることは 価値の問題を科学的に論ずるための具体的素材を提供し、価値判断の場面を設定すること 普遍なるものとして 、ロギ

止揚を通じて、現代における法理論は、 服をめざすことによって止揚される可能性を秘めているといえるのである。そして、この思考方法における対立の克服 ば、ふたつの思考方法の対立は、実証主義的思考方法が、価値の問題に積極的にアプローチし、形而上学的思考方法の克 フリードマンの指摘する三つのタイプがそれぞれ保有する機能を、 同時に保有す

の結論を、法的思考方法における形而上学的思考方法と実証主義的思考方法の対立の止揚という観点から述べるなら

(1) H・ケルゼン『純粋法学』(田中耕太郎訳)三十九頁参照。

るものとして体系化され得る可能性をもつに至ると結論することができるのである。

 $\frac{2}{2}$ 究が多方面からなされているが、「純粋法学」の特徴や意義などについての簡潔にして的確な研究成果として碧海純一「純粋法 H・ケルゼン、同訳書十二頁参照。 なおケルゼンの「純粋法学」に関しては、それがわが国に紹介されて以来、

3 純粋法学における法段階説の最高規範としての「根本規範 (Grundnorm)」の設定は、 それを示唆しているものといえる。

学」(前出法哲学講座・第四巻所収)がある。

4 学の方法』における「現代基礎法学の方法(法哲学)」一七二頁以下参照。 により「現実の法体系の記述を試みる」という 井上教授の指摘は興味をひくものと思われる。 この点との関連において、ケルゼン理論を一方で批判しながらも、他方評価しながら「ケルゼンの構図を逆立ちさせる」こと 岩波講座・現代法・15・『現代法

(5) との点との関連において、法と道徳の分離の主張は徹底的に追求されるべきであろう。 それは、法に対する個人の道徳的価値 and Fidelity to Law—A Reply to Professor Hart, (Harvard Law Review Vol. 71, 1958) なじ参照 Positivism and The Separation of Law and Morals (Harvard Law Review Vol. 71, 1958), Lon. L. Fuller, Positivism 判断の領域を獲得するとともに、 価値判断の対象たる法の存在を明らかにするものであるからである。 なお、H. L.

\mathcal{F}_{1}

て、簡単に述べておきたい。

ンプルとして抽出し、若干の検討を加えてきたのであるが、最後に現代法理論の任務とめざすべき方向性との関連におい 現代における法理論の主要傾向に属する自然法論と法実証主義を、それぞれ法哲学=法的観念論と分析法学に属するサ

ごとく、法が現実社会においていかなる位置を占めているか、またいかなる機能を果たしているかを明確に分析する必要 者の対立は、止揚されざる形而上学的思考方法と実証主義的思考方法の対立として提示した。 されるものであることを指摘した。と同時に、三者の相互対立を指摘し、そのなかで法哲学―法的観念論に対する他の二 がある。 法学に還元することをひとつの重要な任務としている。それゆえ、現代法理論は、 複雑な社会的現実が提起するさまざま の法的諸問題に的確な解答を提示することを要求されるのである。この要求に応えるためには、フリードマンも指摘する 法理論(とりわけ基礎法理論)は、実定法学が直面する諸課題を、その究極にまでさかのぼって探求し、 フリードマンは、その分析に際して法哲学=法的観念論、分析法学、社会学的理論のもつ機能が、 その成果を実定 同時に必要と

本稿は、現代法理論に要求される三つの機能を同時に保有する法理論の体系化はいかにして可能となるかを問題意識と

— 100 **—**

ものではない 0 存在である。 思考方法の対立の克服 自然法論者は、 か Ļ 実証主義的思考方法による形而上学的思考方法の克服 ・止揚の可能性を試論的に検討してきた。 自然法の変遷を認めてもなお、 絶対的 その一応の結論が、 ・普遍的なるものとしての自然法の存在を主張 は、 自然法論者の容認し得るところの 前項で示したごとき止揚の 可

続けて

思考方法の対象として設定され、 それが完全に解消されるのは、 れほど意味をもたなくなる。それというのも、 い い得る。 その意味では、 しかし、 形 法理論が課題とする重要課題、 而 上学的思考方法と実証主義的思考方法の対立は、 哲学の領域における唯物論と観念論 積極的に追求されていくならば、 実定法が担うべき価 とりわけ、 法が担うべき価値理念とは何かという問題が、 絶対的 の二律背反が 値 理念をめぐる 決して解消され得ないともい 普遍的 止揚される時以外に期待され 価値観の鋭い 自然法は存在する 相剋の カュ 、得る。 前 否 では、 カン 0) 実証 と同 問 普遍 題 主 時 義 とも 的 そ 的 15

るものとしての自然法の主張それ自体が相対化されるからである。

前に とつの 的安定」 デ とつの 0) している価値的 整備と、 才 ところで、 あ 口 価 理由は、 ギ ては、 値的 という要求を大前提として、 相対的に安定した社会状況を背景に、 を表明するものにほかならないからである。 実証主義的思考方法に立脚する法実証主義は、 立場を表明するものであることについては多言を要しないが、 それ 立場に対する考察を要求されるのであり、 法 価値の問題に考慮を払わぬという法実証主義の自己限定自体が、 はひとつの政治的立場を表明する以外の何ものでもない。 価値の問題を対象領域から除外したものにほかならない。 法的安定性の要求に応えるものであった。 十九世紀において、 それについての解答なくして価値理念に対するアプロ 価値 。 の 問題に積極的にアプローチすべきであるとするもうひ 現代におけるごとく法をめぐる厳し 華々しく登場した法実証主義は、 それゆえ、 ひとつの 法実証 すなわち、 価値的立場、 主義は、 法的安定性の要求が、 法実証主義 すなわち政治 みずからが 近代法体系 1 い対立 は チ を自 法

の対象領域から除外することの正当性は主張し得ない。

5

とくに、狂暴なファッシストの政治権力に「利用」された「実証主義的法学」は、再び利用されることを拒絶するため みずからの立脚する価値的立場と、 みずからが めざす法理念への アプローチを大胆に行なうべきであるといえよ

実であるかのごとく体裁をつくろったことは、相剋する理念の不断の葛藤のなかに、混乱と偽善をもたらした以外のなに 常に多くの哲学者、政治家、法律家たちが、みずからの理念を法律用語をもって表現することによって、それを客観的事 リードマンは、「全ての法哲学は、法という媒介物を通して政治理念を公式化した以外の何ものでもない」と規定し、「非 実定法学者を含む全ての法学徒が傾聴すべき批判にほかならない。 ものでもない」と痛烈に批判している。 この批判は、 たんに 法哲学者に向けられた批判として 受けとるべきではなく、 りに革命が位する」というラートブルフの命題は、法哲学の政治イデオロギー性を端的に表明したものと い える が、 「すべて大きな政治的転回は、法哲学によって用意されていたか、または伴われていたかである。 始めに法哲学が、

場と、みずからがおかれた客観的立場とに厳しい考察を加えるべきである。現代法理論の立脚すべき価値的立場は、 かならない。全ての法理論は、戦争とファシズム否定という政治的立場といかなる関連に立っているか、今厳しく問われ 法学が原点として共有する戦争とファシズムの否定であり、現代法理論のめざすべき方向は、 「法哲学」のみならず、「分析法学」、「社会学的法理論」を含む全ての現代法理論は、 この価値的立場の全
らにほ 戦後

A・P・ダントレーヴ、前出訳書・九五頁参照

ているといえよう。

- 2 G・ラートブルフ『法哲学』(田中耕太郎訳)一一六頁参照。
- W. Friedmann, op cit, cf. p. 73

みずからの立脚する価値的立